

太子町農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 月

太子町農業委員会

議 事 錄

令和6年1月22日（月）午後1時45分、太子町役場行政棟3階ホールにて第1回太子町農業委員会総会を開催する。

出席委員（14名）

農業委員

- 1番委員 赤松 光男
- 2番委員 前田 俊春
- 3番委員 新 多恵
- 4番委員 大西 正美
- 5番委員 山田 幸雄
- 6番委員 森川 徹夫
- 7番委員 塚本 芳文
- 8番委員 朝生 憲敏
- 9番委員 倉橋 輝明
- 10番委員 塚原 栄一
- 11番委員 檜皮 由美
- 12番委員 長谷川 秀人
- 13番委員 松本 雅邦
- 14番委員 廣岡 正義

農業委員会事務局職員

- 経済建設部長 松谷 真利
- 事務局長 三木 隆史
- 事務局員 栗岡 秀成
- 事務局員 横田 大輔
- 事務局員 坂 和歌子

- 事務局長 ただ今から、第1回太子町農業委員会総会を開会します。農業委員会の委員任命後、最初に行われる総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により町長が招集することになっております。臨時議長の選任までの間、沖汐町長の代理として松谷経済建設部長に議事を進めていただきます。なお、本日の総会は農業委員14名全員の出席となっております。よって、太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告します。それでは松谷部長、議事の進行よろしくお願ひします。
- 経済建設部長 それでは、臨時議長が決まるまでの会議を進めさせていただきます。臨時議長の選任につきましては、地方自治法第107条の規定「議長の職務を行う者がないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」の準用により、出席委員のなかで最年長である森川徹夫委員にお願いしたいと思いますがご異議ありませんか。
- 委員一同 (異議なしの声)
- 経済建設部長 ご異議がないようですので、森川徹夫委員を臨時議長に指名させていただきます。森川徹夫委員、こちらの議長席にご着席をお願いします。
- (松谷経済建設部長が議長席を退席し、森川徹夫委員が議長席に着席)
- 臨時議長 農業委員森川徹夫です。ご指名をいただきましたので、会長が互選されるまでの間、臨時議長の役を務めさせていただきます。審議がスムーズに進行しますようご協力よろしくお願ひいたします。それでは、審議事項に入ります。
- 臨時議長 まず、審議事項1会長の互選について審議いたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農業委員会等に関する法律第5条第2項に、「会長は、委員が互選した者をもつて充てる」と定められております。これから農業委員の皆様で会長を選出いただき、選出された委員には任期満了までの3年間、会長としてお勤めいただくことになります。説明は以上です。
- 臨時議長 事務局の説明が終わりました。会長の互選につきましては、指名推薦の方法によって行い、推薦が多数ある場合は、皆さんの意見をお聞きした上で投票とした

いと考えますが、ご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、会長の互選は推薦とすることに決定しました。
推薦があれば挙手をお願いいたします。

(大西委員が挙手)

大西委員 私は前期 3 年農業委員会会長をされておりました、前田俊春さんを推薦したいと思います。前田さんは法的な知識や実務に長けておられます。この 3 年間いろいろありましたが、よく農業委員会を引っ張っていただいて、目的を達成されたと思います。それから、この 3 年間は特に違反転用や放棄田において、迅速な対応をし、違反は正されるとか、放棄田の解消に務められました。今後の農業委員会としましては、法的に定められた、地域計画の策定や、高齢化に伴い増えてきた、放棄田、遊休農地等の解消、先程申し上げました違反転用の関係もいろいろと山積しております。そういう流れを鑑みまして、3 年間、農業委員会を牽引してくださった、前田俊春前会長に引き続き 3 年間農業委員会を引っ張つていっていただきたいと思いまして、推薦いたします。以上です。

臨時議長 ただ今、大西委員より前田俊春委員が会長に推薦されました。他に推薦はありませんか。

委員一同 (推薦なし)

臨時議長 推薦者なしと認めます。推薦者が 1 名ですので、前田俊春委員を会長として選出することについてご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

臨時議長 異議なしと認めます。よって前田俊春委員が会長に選ばれました。
これをもちまして、臨時議長としての職務は終わりました。議事進行にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

事務局 ありがとうございました。森川徹夫委員は自席にお戻りいただき、前田委員は議長席へお越しください。

(森川徹夫委員が議長席を退席し、前田委員が議長席に着席)

事務局

それでは、前田委員、会長就任のあいさつをお願いいたします。

前田会長

失礼します。太子町農業委員会、農業委員の皆さん、ご就任おめでとうございます。この度、会長に就任することになりました、前田俊春でございます。よろしくお願ひします。私は農業委員として3期目となり前期に引き続き、会長の重責を担うことになりました。身が引き締まる思いでございます。さて、農業委員会の使命は、皆さんご存じのとおり、農産物生産の増進と経営の合理化をはかり、農業の健全な発展に寄与することとされていますが、私は農業を考えることは我が町太子町のまちづくり、郷づくりに通じることだと思っております。農地は、食料の生産の場だけではなく、私たちの生活環境そのものであり、この生活環境に欠かせない空間で、多面的な機能を果たしております。この大切な農地を守って、農地を有効、適切、最適に利用して、次の世代に繋いでいく必要があると思っています。ご存知かもしれません、太子町の全面積のなかで、農地を占める割合は2割をきつてしましました。この農地を先程申し上げましたように、大切に守り、そして有効、適切に活用し、次世代に繋ぐことが困難になってきておりますが、なんとか皆の力で引き継いでいけるように頑張っていきたい。この思いは非常に強くしております。そのため、先程、町長のお話にありましたように、基盤整備を行い、農地の集積、集約を行っていき、営農組合であったり、また営農組織を育てたり、後継者、新規就農者等の担い手の獲得などの課題に取り組んでいくことはもどより、地域計画の策定に伴う、目標地図の作成にむけて、農業委員会の果たす役割は、さらに重要となってきております。

この度、熱い想いと高い見識の皆さん方がご就任されましたので、この後、委嘱される推進委員の皆さんと共に地域の課題を議論し、農業者の期待に応えられるよう、太子町の農政部局とも連携しながら、しっかりと職務にあたっていきたいと考えております。皆さまのご指導、ご助力をお願いしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。今後は前田会長に議長として議事を進行していくだけです。会長、よろしくお願ひします。

議長

それでは、これから後の審議事項につきましては、私が議長を務めさせていただきます。ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

議長 審議事項 2 会長職務代理者の互選について審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項にて「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と定められております。これから、農業委員の皆様で会長職務代理者を選出いただき、選出された委員には任期満了までの 3 年間、会長職務代理者としてお勤めいただくことになります。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。会長職務代理者の互選につきましては、会長選出の際と同様に指名推薦の方法によって行い、推薦が多数ある場合は、皆さんの意見をお聞きした上で投票としたいと考えますが、ご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会長職務代理者の互選は推薦とすることに決定しました。推薦があれば挙手をお願いいたします。

(塚本委員が挙手)

塚本委員 私は農業委員会の会長職務代理者として赤松光男委員を推薦いたします。赤松委員は前期も会長職務代理者として任期 3 年間、会長の補佐をされておられました。また、会長職務代理者は、会長が不在のときには、先程事務局からの説明にもあったように、会長同様の権限をもって、会を進行していくなければならないということで、赤松委員は以前に JA 農業共同組合に務められ、また行政書士の資格ももっておられ、農業もされています。こういった経験が豊富な方でおられますので、赤松委員であれば会長職務代理者として十分務めていかれると思います。農業委員としても応援しますので、赤松光男委員を推薦いたします。

議長 ただ今、塚本委員より赤松光男委員が会長職務代理者に推薦されました。他に推薦はありませんか。

委員一同 (推薦なし)

議長 推薦者が 1 名ですので、赤松光男委員を会長職務代理者として選出することについてご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって赤松光男委員が会長職務代理者に選ばれました。
赤松委員は会長職務代理者席へお越しください。

(赤松委員が会長職務代理者席に着席)

事務局 それでは赤松委員、会長職務代理者就任のあいさつをお願いします。

赤松委員 会長職務代理者に就任いたしました、赤松です。よろしくお願ひいたします。
前期の3年、前田会長のもと、会長職務代理者としてさせていただきました。いろんなことがあり、若い認定農業者の方が前期の3年間で、3人、4人と出られて、また新しい認定農業者が出られるとお聞きしております。そういう若い力がどんどん出てきていますし、圃場整備等も計画されています。他の地区でも非常に大きな圃場整備が増えてきております。皆、同じ様に考えて、やっていると思いますので、太子町でも負けないように、皆さまと一緒に力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

議長 続きまして、審議事項3太子町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の決定について審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項及びにより、農業委員会が委嘱を行います。
太子町農業委員会の委員等定数条例により、農地利用最適化推進委員の定数は7名と定められておりますが、太子町農業委員会では、令和5年7月3日から同年7月31日の期間、令和5年10月2日から同年11月30日の期間、農地利用最適化推進委員の募集を実施したところ7名の推薦・応募を受け、その7名の方を農地利用最適化推進委員候補者として選定いたしました。いずれの推進委員候補者の方々も農業に関する見識が高く、また太子町の農業について真摯に考えられている方々です。

なお、推進委員につきましては、地元に根付いた活動が中心となり、農業委員会等に関する法律第17条第2項及び太子町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則第2条第3項において、「農業委員会は、推進委員を委嘱しよ

うとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。」と規定されており、農業者の人数と各地区の農地面積の割合を考慮して、定数が斑鳩地区1名、石海地区2名、太田地区2名、龍田地区2名となっております。

今回選定された7名の候補者の出身地区内訳は、斑鳩地区1名、石海地区2名、太田地区2名、龍田地区2名となっておりますので、出身地区を担当区域とし、選定された7名に農地利用最適化推進委員を委嘱することにつきまして、よろしくご審議願います。

議長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等はございますか。

委員一同 (質問、意見なし。)

議長 ないようですので、7名の候補者について担当区域を決定し、農地利用最適化推進委員を委嘱することにつきまして、ご異議はありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、議案のとおり7名の候補者に農地利用最適化推進委員を委嘱すると決定します。

続いての議事に入ります。審議事項4「議席の決定について」審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 農業委員の議席につきましては、太子町農業委員会会議規則第7条にて、「くじで定める」と規定されております。なお、会長、会長職務代理者は会議運営上、あらかじめ席を決めておく必要がありますので、会長を2番、会長職務代理者を1番とさせていただき、残り12名の方に、行政区順に抽選いただき議席を決定します。3~14番までが入ったくじ棒を用意しておりますので、お引き頂いた番号がそのまま議席番号となります。説明は以上です。

議長 議席の決定について、何かご異議はありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

議長 それでは抽選を行います。

委員一同 (抽選)

議長 議席番号が決定しました。事務局は次回までに議席表を作成するようお願いします。

議長 最後に、本日の議事録署名委員につきましては、冒頭に三木事務局長より説明がありましたように、太子町農業委員会會議規則第13条第2項の規定により、先ほど決定しました議席番号の1番委員、3番委員を指名します。

以上で、本日の議事は、すべて終わりました。進行へのご協力誠にありがとうございました。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

終了 14時10分

太子町農業委員会會議規則第13条2の規定により署名押印する。

太子町農業委員会

議長
(会長)

前田俊春

議事録署名委員

(1番赤松光男委員) 赤松光男

議事録署名委員

(3番新多恵委員) 新多恵